

長崎県立大学附属図書館規程

〔平成20年4月1日〕
規程第24号

改正 平成23年4月1日規程第14号

（設置）

第1条 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等を所掌し、原則として教職員及び学生の調査研究に資するため、長崎県立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）を設置する。

（組織）

第2条 附属図書館は、佐世保校附属図書館及びシーボルト校附属図書館（以下「各校図書館」という。）をもって組織する。

（定義）

第3条 この規程において「図書館資料」とは、図書、記録及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

（図書館長）

第4条 附属図書館に、附属図書館長を置く。

- 2 各校図書館に、それぞれ図書館長（以下「館長」という。）を置く。
- 3 第1項の附属図書館長は、前項の各館長のうち、学長が指名するいずれかの館長をもって充てる。
- 4 附属図書館長は、附属図書館に関することを統括する。
- 5 館長は、その所管にかかわる図書館に関することを統括する。
- 6 附属図書館長及び各館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第5条 附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館に委員会を置く。

- 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第14号]

（利用）

第6条 図書館資料の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第14号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。